

〔史料紹介〕

一家一寺制に関する触書と

関連史料の紹介

小林 准士

はじめに

かつて豊田武は『日本宗教制度史の研究』（第一書房、一九七三年、一九三八年の改訂版、一二五頁）の中で、石州潮村某家の事例を取り上げ、一家の構成員が同じ菩提寺の檀那となるように幕府が天明八年に命じたこと（以下、一家一寺とする）を紹介した（後述のように実際には天明三年令）。しかし、豊田は史料的な典拠を示さなかったため、この史料の所蔵先も内容も知られないままであったが、近年になって仲野義文氏が島根県邑智郡美郷町潮（近世には石見国邑智郡潮村）の中原義治氏蔵文書を調査し、この中に石見銀山附の幕府領（以下、銀山料とする）を支配した大森代官が通達した一家一寺を命ずる触書を発見した（『石見銀山遺跡ニュース』八号、二〇〇四年）。

一方、私も島根県飯石郡飯南町八神の明眼寺文書の中に、同じ触書の写しとともに、天明四年に広瀬藩が発令した一家一寺を命ずる触書を発見した。

本稿では、これら銀山料と広瀬藩領の二つの触書と

合わせ、関連史料を翻刻して紹介するとともに、簡単な解説を行う。

一 銀山料と広瀬藩領の一家一寺令

（一）銀山料の天明三年令

まず史料一は、天明三年（一七八三）に銀山料の大森代官川崎平右衛門が発令した八ヶ条から成る一家一寺制の触書である。箇条書きの後の文によれば、実家の菩提寺の檀那となったまま嫁や養子として入家した人物が死亡した後に、その寺檀関係を継承する家族の成員を誰にするかをめぐり紛議が起り、宗門人別改め帳の作成が遅れる村のあったことが発令の背景にあったようである。

そこで、第一条では、嫁入り後に実家の寺檀関係を継承することを停止し、第二条では同居の子供は全て親の菩提寺の檀那とすることを指示して、一家一寺が原則であることを明示している。

第三条では、子供が分家した場合も親の菩提寺を継承することを原則としているが、何らかの事情がある場合には、檀那寺を含め関係者が同意すれば別の寺の檀那となれることとした。

第四条は家内に別株の百姓が同居する場合の規定であり、別株の百姓が家主とは異なる菩提寺の檀那であっても、従来の寺檀関係を維持すべきことが定められ

ている。第五条は同居の奉公人に関する規定で、これも従来の檀那寺のままでよいとしているが、譜代の奉公人が断絶した場合の後継者に関する判断は、家主に委ねられている。

第六条は、田畑の相続を理由として元の所有者の檀那寺を引き継いだ者が死亡した場合、その人物の寺檀関係を継ぐ者を立てないように指示した条文である。また、この場合、寺檀関係を継承した者が子供であっても同様の扱いとされた。裏返せば、この条文からは、家産の継承を理由にした寺檀関係の入家先への持ち込みが、一代限りならば認められたことも分かる。

第七条は、離縁された婿養子や嫁が実家の菩提寺の檀那に戻ることを定めた箇条であり、第八条は、祈祷を頼む寺が出来た場合でも、その寺（「祈願寺」）を菩提所とし葬祭を頼むことはできない旨を定めたものである。

以上、この触書は一家一寺を原則とする旨を定めたものであるが、第六条に見られるように、実家の家産の継承などの事情がある場合には、入家者（あるいはその代理の子供）一代限りは実家の寺檀関係を継承できることを認める等、例外措置の明確化を図った法令でもあると言えよう。

（二）広瀬藩領の天明四年令

そして、おそらくこの銀山料の触書をうけて発令さ

れたのが史料二の広瀬藩の「壹軒壹寺御掟目」である。この史料を所蔵する明眼寺は出雲国飯石郡八神村（現、島根県飯南町八神）にある浄土真宗の寺院であるが、同村は松江藩の支藩である広瀬藩領の飛び地の中にあった。この飯石郡の広瀬藩領は銀山料である石見国邑智郡の村々に隣接しており、当時寺院の本末関係や寺檀関係はこれらの領域をこえて展開していた。おそらく、両領をまたがる寺檀関係がある中で、銀山料の一家一寺令により半檀家（一家の構成員が別々の菩提寺の檀那となっている状態）の整理が迫られた結果、史料三に見られるような宗門送り証文のやりとりが、広瀬藩領の寺院と銀山料の寺院との間で必要になったのではないかと考えられる。また、史料三に「旦家双方宗門判形国切」とあるように、おそらく一家一寺令に付随して、両領をまたいだ寺檀関係を解消する措置も銀山料において執られたようである。推測を重ねるかたちなるが、史料二はこうした状況をうけて広瀬藩の側が判断して発令したものではないだろうか。

さて、その史料二であるが、三ヶ条からなり、第一条は嫁と養子が実家の寺檀関係を持ち込むことを停止し一家一寺を原則とする旨を述べたもので、史料一の冒頭二ヶ条を踏襲した内容となっている。但し、「附」部分で史料一の第六条に対応する規定を設けるが、入家にあたり嫁が家産を持参するに付随して実家の寺檀関係を持ち込む場合の手続きに触れている点で、やや

踏み込んだ内容となっている。

一方、史料一の第三、四、五、七、八の各条に相当する条文は史料二にはなく、別に史料一にはない第二条と第三条が盛り込まれている点が特徴となっている。すなわち、史料二の第二条では、夫を亡くした妻が再婚するにあたり、夫が妻の家に入る場合、後夫は前夫の菩提寺の檀那となることが定められている。これは婿養子に準ずる事例と見なされたのであろう。

そして、第三条では、夫婦が家産を持ち寄って新家をつくる場合、妻は夫の菩提寺の檀那となることを定めているが、妻側が屋敷を持参の場合は夫が妻の菩提寺の檀那になることが決められている。これも、屋敷が妻側の財産であった場合には、婿養子に準ずると見なしたものと考えられる。

この史料二の一家一寺令は、史料六の天明八年（一七八八）における広瀬藩の村役人及び村々に対する通達の中でも踏襲されており、その条文に盛り込まれている。このように、史料一と史料二の発令後、一家一寺制はたびたび確認されていくことになるが、同令が地域の寺檀関係のあり方にどのような影響を与えていることになったのかを次に検討することにした。

二 一家一寺令の影響

（一）銀山料鳥井村治郎右衛門の訴え

史料四は、銀山料鳥井村（現、島根県大田市鳥井町鳥井）の治郎右衛門が、天明四年三月に大森代官に提出した文書である。前年の一家一寺令についてはこの中で触れられていないが、史料四の内容から、同令の布達を受けて鳥井村の浄土真宗寺院である法専寺との間で争論となり、代官からの尋問を受けて作成されたものであると判断できる。

というのも、史料四が作成された天明四年の時点では、治郎右衛門は五、六年前に隠居し家督を善右衛門に譲った状態にあったが、当主の善右衛門とその末子が法専寺の檀那である外は全員、隠居の治郎右衛門を含めて浄土宗の心光院の檀那であった。しかし、一家一寺制に従うならば、善右衛門家は当主と末子以外の家族も当主に準じて法専寺に改宗する必要が生じたはずである。ところが、治郎右衛門はむしろ善右衛門とその末子を心光院に「帰旦」させることを願っていたのである。

この願いにおける治郎右衛門の主張は、次の通りである。すなわち、六代続いた善右衛門家の先祖は戒名が浄誉義政で浄土宗心光院の檀那であったが、二代の善右衛門の時に心光院が無住であったために、やむを得ず法専寺に改宗した。また、治郎右衛門が幼少の時に法専寺の檀那である伯父に世話を受けたことに伴い、自らも一時法専寺の檀那になってしまった。こうした経緯に伴い、二代目以降、法専寺がいったん成立

した「旦縁」を切ることを拒否し続けたために、やむをえず半檀家の状態が続いたのであり、本来善右衛門家は心光院の檀那であるというのである。

この事例からは、半檀家にある家が一家一寺令により檀那寺の統一を求められた際に、どの寺を檀那寺にするかで紛争が生じる場合のあったことが分かる。そして、一般的には当主の檀那寺に統一するのが原則であったと想定されるが、そうしないことを求める際の根拠は、先祖の檀那寺がどこかという点であったことも分かる。史料四の(二)の部分からは、代官が先祖の戒名を尋ねていることが分かるが、おそらく治郎右衛門の主張の根拠は認めて、その主張が事実であるのかどうかを確認しようとしたのであろう。

(二) 広瀬藩領における浄土寺と明眼寺の争論

史料四の事例と同様に、広瀬藩領において一家一寺令の布達に伴い争論が生じていたことの分かるのが史料五の事例である。

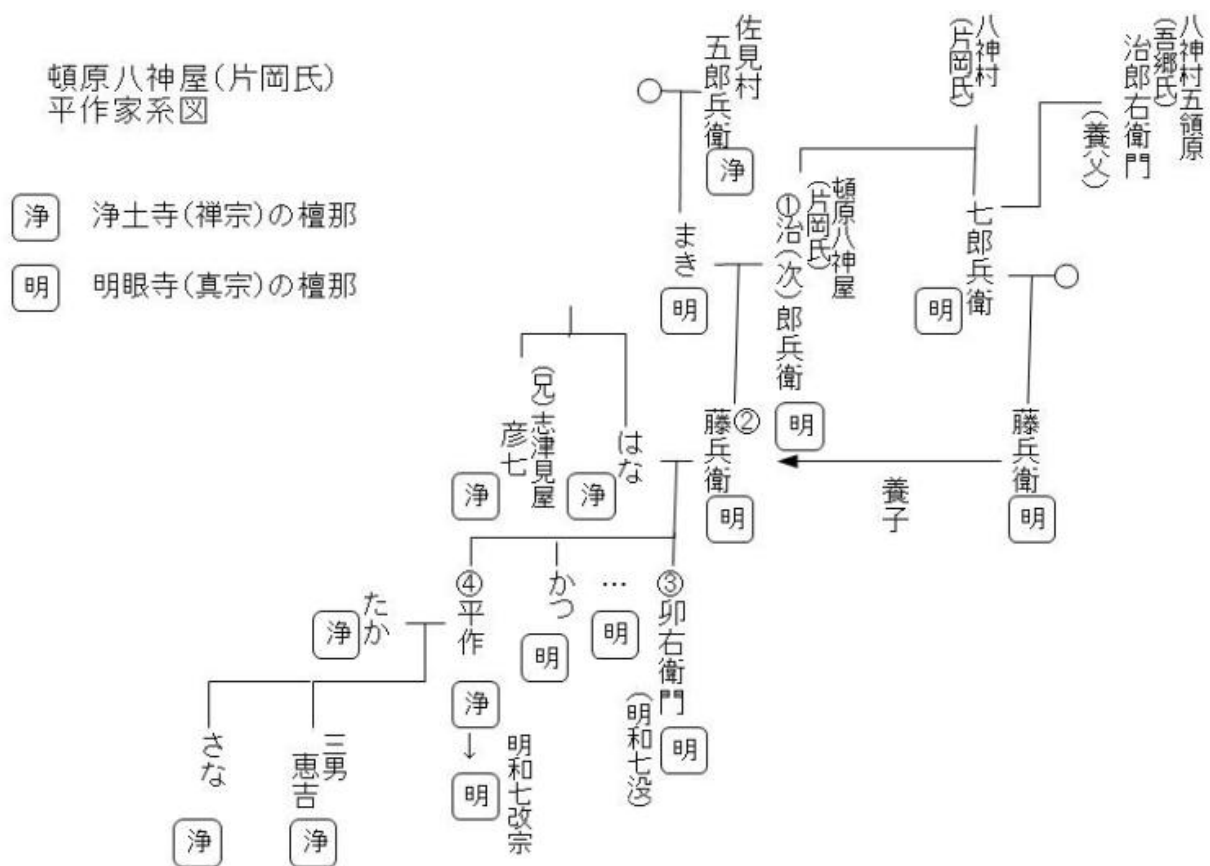
これによれば、飯石郡頓原町の八神屋平作は、明和七年(一七七〇)に前当主である兄卯右衛門が死去したため跡を継いだ際、禅宗の浄土寺から真宗の明眼寺に改宗する一方、妻たか・三男恵吉・娘さなの三人は浄土寺の檀那のままにした。つまり、平作一家は浄土寺と明眼寺の二つの寺を檀那寺とする半檀家となった訳であるが、天明四年の一家一寺令に伴い、平作の檀

那寺である明眼寺に統一することが求められた模様である。これに対し、浄土寺側が平作家は元々佐見村の五郎兵衛家の名跡であり、同家は浄土寺檀那であったことを理由にして、むしろ平作らを浄土寺に改宗するように願い出たのであった。この願書が史料五の(一)の部分である。

一方、これに対する反論が史料五(二)の明眼寺の返答書である。これら浄土寺と明眼寺が提出した文書をもとに、平作家の系譜関係を復元して示すと次頁の図のようになる。この図から見て取れるように、八神屋平作家は二代前の藤兵衛の時から半檀家の状態が継続していた。図のような系譜関係自体は両寺の間で争点になっておらず、八神屋の成立経緯と半檀家となった理由とが争点であったことが、史料五の(一)と(二)を読むと分かる。

すなわち、八神村から頓原町に移住した治郎兵衛は佐見村松原の五郎兵衛の家督を受け継ぎ、いわば婿入りするかたちであったと浄土寺は理解しているのに対し、五郎兵衛の娘まきと夫婦になった際に治郎兵衛は頓原町で新家を創設したと明眼寺は主張している。また、治郎兵衛の養子となった藤兵衛の妻はなが浄土寺の檀那であったことについても、浄土寺は佐見村松原の五郎兵衛の宗旨を引き継ぐものであると主張したのに対し、明眼寺は妻はながの実家の寺檀関係を引き継いだものであると反論している。

この争論は、天明四年七月に浄土寺の出した、たか・さの（史料五ではさなと表記）二人の送り証文が明眼寺に残っているので、基本的には明眼寺側の主張が通り終わったものと思われる（恵吉については不明な



ので半檀家が維持された可能性もある。

右に見たように、争論における両寺の主張は異なっているが、一方で半檀家を解消する場合には、家の先祖の檀那寺に統一すべきであるという規範が両寺に意識されていることが分かる。しかし、そもそも家の先祖がどの人物であるという点で認識が違っていたのであり、その際問題となつたのは家督（家産）の継承関係であつた。つまり、家の創立の経緯が争点となつたのであり、おそらくこうした事例が起きる可能性が予想されたからこそ、史料二の広瀬藩の一家一寺令には第三条の規定が設けられたのであろう。これによれば、夫婦で家産を持ち寄つて新家を創設した場合には妻が夫の菩提寺の檀那となることが原則であつたが、屋敷を妻側が持参した場合には夫が妻側の菩提寺の檀那になることになっていた。しかし、数世代前にさかのぼつて家成立の経緯を明らかにすることは容易でなく、史料五のような争論が生じたのである。

（三）広瀬藩における檀論取り扱い方針の申合せ

右の二つの事例を通して見てきたように、そもそも一家一寺令は、宗門人別改め帳の作成などにあたつて、半檀家の継承をめぐり争論が起きるのを避けるために発令されたのであつたが、現実には発令によりかえつて争論を惹起することになっていた。

おそらくそうした事情を受けて、広瀬藩領の飯石郡内の寺院と郡役人（大庄屋と下郡）が協議し作成した

のが史料七である。これは文化一三年（一八一六）に作成された寺檀争論の取り扱い方針案で、養子や嫁が離縁された場合や、後家となつた妻が再婚する際に後継者を定める場合に争論が起ることがあり、個々の事例に即しどのように対処すべきかということを決めたものである。尤もこれは案の段階のもので、特に「寺院方之分」の箇所から「右者」以下の文の前までの部分は、寺院側からの原案に対する意見書となつている。しかし、前半部分の箇条書きはこれらの意見を踏まえて修正した最終案と推定できる。

そこで以下では、この前半の箇条書き部分について、一家一寺令との関係に即して検討を加える。まず養子についてであるが、銀山料の一家一寺令（史料一）のうち、第三条と第七条とをどのように適用するかが問題になっていたことが分かる。史料一の第三条では分家した子供は親の檀那寺を継承することになっていたが、第七条では養子が離縁となつた場合、実家の菩提寺の檀那に戻ることになつていた。しかし、養子として入家後何年も経つた後に不縁となり家産の一部を継承したような場合に、分家と見なしうる事例が出てくることが問題になつたのである。

このため、史料七では一五歳以上の養子が不縁となつた場合は、五年以内であれば給米半分、五年過ぎていれば家産の半分に相当する代銀を分け与えることにした上で、あくまで実家の菩提寺の檀那に戻るよう定

めている。しかし、家産の分け方が分家に当たると見なされる場合は養家の檀那寺を継承することとした。そして、養子の家産継承をめぐる争いが起こらないようにするためにも、入家後一〇年経った養子には名跡を譲るべきことを定めたのであった。

また、幼少時から養子として入家した人物が成人後に養父と紛議を生じた場合には、可能な限り不縁としないようにし、別居した場合でも養父の檀那寺を継承するよう規定しているが、不縁となってしまう場合には実家の菩提寺の檀那に戻ることにしている。

このように、史料一の第七条の規定は、さらに具体的な事例を想定して詳細化されたのであった。

そして、こうした傾向は女性の再婚に関わる規定にも見て取れる。すなわち、史料二の広瀬藩領の一家一寺令では、第二条で後家と再婚する夫は前夫の菩提寺の檀那になることを定めており、婿入り婚に準じた事例のみが想定されている。しかし、実際には嫁入り婚の形態での女性の再婚もあり、その場合前夫の寺檀関係をどのように継承すべきかが問題になったのである。

例えば、子連れ的女性が再婚する場合、一家一寺令に基づけば、女性嫁ぎ先の菩提寺の檀那となるが、史料七では、前夫の家を継ぐものがなければ、子供は前夫の菩提寺の檀那として残すことが決められている。そして、前夫の家産をしばらく親類に預けた後、

子供の成人の際に戻し家督相続を図ることが定められた。尤も、このような場合、子供が乳呑み児であり、なおかつ嫁ぎ先に後継者となる子供がいない場合には、その子を嫁ぎ先の跡継ぎとした上で、前夫の檀那寺には祠堂料を納めて祖先供養を維持することになっている。

また、子供がいない女性が再婚する場合には、前夫の家財一切を売却し親類などに預け、将来の名跡再興を期すことが定められた（この場合、養子による名跡相続が想定されていると思われる）。再婚女性による嫁ぎ先への家産の持参は認められず、再び離縁された場合にのみ、女性に前夫の家産の継承権が認められたのである。

このように、女性が嫁入りのかたちで再婚してしまう場合、前夫の家産の相続と寺檀関係の継承は難しくなるが、史料七ではそうした跡目断絶を極力避けるように目指されていたことが分かる。尤も、この場合でも寺檀関係の継承自体が問題となっていたのではなく、あくまで家産の相続が前提となっていたと思われる。

というのも、「寺院方之分」以下の寺院側の意向を記した部分には、借宅して分かれ住み宗門人別改め帳の上でも別世帯になっている二男や三男に関する規定が二ヶ条目にあるが、家産相続の有無で意向が全く異なるからである。すなわち、このような二男や三男が

婿入り婚する場合、親や兄から少しでも家産の相続があれば離檀しがたいが、なければ離檀してもよい旨が述べられている。つまり、寺院側にとっては、寺檀関係の維持は家産相続の有無と表裏一体のものであった訳である。一家一寺令に即して言えば、こうした場合、寺側は「由緒」を申し立て、一代限りでの実家の寺檀関係の持ち込みを求めることになったはずである。したがって、一家一寺令後においても半檀家が再生産される背景には、こうした檀那寺側の強い意向が想定されよう。

おわりに

本稿で紹介した銀山料の天明三年令については、朴澤直秀も、豊田武の研究に触れつつ言及し、幕府が一家一寺の方針を示した比較的早い事例として位置づけている。そして朴澤は、一八世紀半ば頃までは、幕府が一家一寺を規範として捉えていなかったのが、寺檀争論への対処や宗門人別改めの円滑化を理由に、一八世紀末以降、次第に規範として示すようになったことを明らかにした（「幕藩権力と寺檀関係―一家一寺制法令の形成過程―」、同『幕藩権力と寺檀制度』吉川弘文館、二〇〇四年、初出二〇〇一年）。天明三年令が寺檀争論への対応と宗門人別改めの円滑化を理由として発令されていたことは、本稿ですで見たとおりである。

そうすると、次に問題になるのは、なぜこの時期に

寺檀争論が頻発するのかということになるが、この点については本稿の守備範囲を超えるので、後考を期したい。しかし、一つ言えるのは、宗門人別改めを行う菩提寺側の意向が関係しているであろうことである。史料四に即して見たように、寺院側はいったん成立した「旦縁」（寺檀関係）をなかなか切ろうとはせず、また史料七に見られたように、家産相続と寺檀関係の継承を一体的に捉えることで檀家を確保しようとする意向を強く懷いていた。こうした寺院の意向は、半檀家の状態が檀家にとって負担であったことや、当主は祖先と同じ菩提寺の檀那としたいというような、史料四の治郎右衛門らの信仰とは矛盾していたのである。こうした状況を踏まえてこの問題を考えていくとすると、個人あるいは家の信仰や意向、寺檀関係継承の論理、宗門改め制度という、三つの事項の関係を検討することが課題となろう。

というのも、宗門改めを行う菩提寺（宗判寺院）は、本稿で取り上げた事例の限りでは、寺檀関係の継承について個人あるいは家の信仰を顧慮しようとした形跡がなく、この点については一家一寺令を発した領主側も同様であるからである。

しかし、一方で寺院僧侶は自らの宗派の教義や宗風が檀徒に貫徹しないような場合、宗門人別改めを拒否するという事例も存在した。例えば、天保七年（一八三六）に浜田藩が神札の受納や藪神祭祀を領民に命ず

る触書を出した際に、浄土真宗の僧侶の一部はこの触書が宗風に反するとし、これでは宗門改めが出来ないと藩に訴えている（拙稿「神祇不拝の論理と行動」、澤博勝・高埜利彦編『近世の宗教と社会三 民衆の（知）と宗教』吉川弘文館、二〇〇八年）。こうした主張を真宗僧侶が行う場合の論理は、宗派の教義や宗風を遵守している檀徒でなければ、その人物がキリシタンでないことを証明できないというものであったろう。つまり、寺檀関係と個々人の信仰を相即的に捉えていたのである。

しかし、浜田藩はこの主張を筋違いとし取り合わなかった。寺院僧侶側のように、檀徒による信仰保持と厳密な教義遵守を宗門改めの前提とは必ずしも捉えていなかったことが分かる。ある意味、これは当然であり、そうでなければ、個人が結婚や養子などの信仰外理由で宗派や菩提寺を変更することを認められなくなるし、一家一寺令のような一律で機械的な措置も執れなくなってしまうであろう。

尤も、領主側が寺檀関係の選択を認めるにあたり、信者側の信仰や意向を顧慮しなかったわけではない。例えば、いわゆる明和四年（一七六七）の浜田宗論の記録である『石見公事寛睦記』には、津和野藩領門田村浄本寺の真宗門徒二人が禅宗に改宗したことに伴う争論で、寺社役所が「宗門帰依次第之御定法ニ候得者、改宗ハ本人之望ニまかせ候」との判断を示していたことが記載されている（福岡光超「近世後期神仏関係史料」『石

見公事寛睦記』の紹介）『伝道院紀要』一一、一九七一年）。これに対し記者である真宗の僧侶寛睦は、幕府の方針では「宗門帰依次第」が「改宗勝手次第」と同じでないはずであることや、寺領のない真宗寺院にとっては「門徒者知行寺領之代り」との主張により反論している。この事例からは、宗門改めに際しては個人の信仰の内容を問う寺院僧侶が、寺檀関係の継承については檀徒を家産と見てその意向を問わないという矛盾とともに、「宗門帰依次第」という原則を示しつつ、それに徹しきれない領主側の対応についても垣間見ることが出来る。

以上の点を踏まえると、領主の方は「宗門帰依次第」という原則の前提となる檀徒の信仰と宗門改めの意図とを対応させてはおらず、寺檀争論の処理にあたつては「宗門帰依次第」という原則とともに檀那寺の意向も要件とするという態度をとっていたことが分かる。このような態度をとる理由は、領主側が寺檀関係と個人の信仰との関係についても相即的に捉えていなかったことにある（したがって菩提寺以外への帰依も可能としていた）。

このように見えてくると、近世においては、個人の信仰、寺檀関係、宗門改めという三つの事項のうち、寺檀関係と宗門改めの二者のみが不即不離の関係にあつたことが分かる。このため、寺院僧侶が宗門改めに際して檀徒による信仰の保持を前提とした主張をしたと

しても、信仰と寺檀関係との間に相即的で排他的な関係がない事態のもとでは、領主に受け入れられるはずがなかった。しかし、信仰を要件としない寺檀関係の継承に関わる論理と、「宗門帰依次第」という信仰優先の原則との併存を領主が認めていたことは、宗門改めという制度の性格や寺檀関係のあり方に関する、関係者間の理解の齟齬をもたらすなど、紛争の下地を形成したと思われるのである。

（謝辞）翻刻史料の掲載にあたり、明眼寺と仲野義文氏にご配慮いただきました。この場を借りて謝意を表します。

凡例

- 一、史料の翻刻は、原則として新字で統一したが、人名・地名については旧字のままとした場合がある。
- 一、読者の便をはかるため、本文には適宜読点（、）や並列（・）を加えた。
- 一、本書では、異体字・俗字・略字・合字のうち、扣・忤・・・并についてはそのままとした。
- 一、変体仮名は現行の字体に改めたが、助詞等に用いられる者・与・江・而・茂についてはそのままとした。
- 一、くりかえし記号については、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ゝ」を用いた。

【史料一】島根県美郷町・中原義治氏所蔵文書

（表紙）

「寺檀之義

被仰渡御ヶ條之写

酒造之義

右同断

卯九月 潮村 一

覚

- 一、他所・嫁参候節、夫菩提寺之旦那二不相成、実方菩提寺之旦那二成居相果候後、家内之内・其跡ヲ継、実方菩提寺之旦那二相成候も有之候得共、以来ハ何方・嫁来候共、女房ハ夫之菩提寺可為旦那事
- 一、子供何人有之候共、親と同居之内ハ其親之菩提寺可為旦那事
- 一、子供之内致分地候共、親同寺之旦那たるへき事
但、由緒有之他旦那二相成度節、親之旦那寺故障も無之、其外一同於得心二者双方・役所江相届他旦那二可相成事
- 一、家内之内ニ別株之百姓懸り居、家主と同寺旦那二無之候共改宗ハ難成、懸り居候もの代々宗旨旦那たるへき事
- 一、壹季半季ニ差置候下男下女ハ其者銘々之宗旨旦那たるへき事
但、譜代之もの杯子孫断絶致候ハ、旦那縁跡継之義者主人勝手次第たるへき事
- 一、親類縁者之内田畑譲り請候敷、又ハ賀養子姫等ヲ貰候節、田畑ニ附遣る由緒を以妻子之内・親元并田畑譲り請候者之菩提寺旦那二成居、其者相果候共、養子ハ養父之菩提寺旦那二、女房ハ夫之菩提寺之旦那二可成筋ニ付、其者一代限りニ而跡継ハ不立事
附、女房実親之菩提寺旦那二付其由緒を以子供之内旦那縁跡継ニ立置候分ハ、右之者賀養子姫等ニ

參候得ハ、縁付候先方之菩提寺旦那二相成候事

二候間旦縁跡継ハ是又不立事

一、賀養子姫等年数相立離縁致候共、銘々親元之菩提寺可為旦那事

一、祈願二而他之旦那二成候儀、祈願斗り者勝手次第

二候得共、菩提所共二祈願寺へ旦那二ハ不相成事

右、女者夫、養子者養父之宗旨菩提寺旦那二相成縁附候方之寺院宗判可致所、実方之菩提寺之旦那二成居、其者相果候後、旦縁跡継等致、右二付而ハ彼是差支を申立、宗門帳遲滞之村方茂有之候、畢竟寺檀共二筋合を不弁故、右体致候混雜義二相聞候間、是迄之趣此度相伺候処、寺社奉行中江茂御評儀之上、公事方御勘定奉行衆御差図二付改申渡条、寺檀共其旨を存、前書ケ條之趣逸々無忘脚堅可相守者也

天明三卯年九月 川崎平右衛門

前書之通被仰渡奉畏承知候、以来御ケ条之趣堅相守可申候、仍而御請印形差上申候、以上

卯九月 石見国邑智郡何村

何宗 何寺

前書之通被仰渡奉畏承智候、惣百姓江茂不洩様申聞、以来御ケ条之趣堅相守可申候、依之御請連印差上申候、以上

卯九月 石見国何郡何村

【史料二】飯南町八神・明眼寺文書

(表紙)

「天明四辰年

閏正月日

壱軒 御掟目

壱寺

明眼寺」

覚

宗門改之儀例年先格を以相改候内心得違茂儀茂有之差支二相成候儀茂有之様二相聞候二付、此度改申渡し候、

一、宗門改之儀一軒壱ヶ寺可在之所、壱軒二菩提寺多有之趣相聞候、惣而姫娶養子等いたし候者ハ、其家之宗門可相結所、実方菩提寺より放手形取不申、剩其身一代二茂無之跡継立候様相聞不都束之事候、嫁娶養子之儀者其家令相続候事二候得ハ、其家之宗旨菩提寺二可相成筈二候、依之以来ハ壱軒一ヶ寺二相極候条堅相守可申候、然共前々・訳有之於役所聞届相済、唯今迄家内宗門相分り候分ハ格別之事二候、

庄屋
頭百姓
百姓代

附、田畑山林不依何等致持参候養子、又ハ姫ニても可為同様候、併無拋訳も在之実方之菩提寺且那ニて罷在度候ハ、家内^(ママ)新類納得之上其訳役所江窺可申出候、依其品其身一代ハ差免可申候事、

一、夫相果候後家入ニ参候者ハ前夫可為菩提寺事、一、田畑山林不依何等持寄ニて夫婦ニ相成候類ハ、夫之可為菩提寺事、然共屋敷妻女持来候者、妻之菩提寺ニ可相成事、

右之通兩郡寺院江被申渡、請印可被取置候、勿論在々小百姓共江茂不洩様急度可被申付候、以上

天明四辰年

矢野奎右衛門

閏正月日

鈴木安右衛門

殿

清水七郎大夫殿

三澤卯左衛門殿

熊谷四郎五郎殿

田中才兵衛殿

ハカミ村

明眼寺

一

御断申上口上之覚

先年檀那中江二季勤之儀被 仰付奉畏候、尤も年始之儀者古来・寺手形取旁参詣仕候得共、盆会之儀相勤申族一向無御座候、猶又祖師忌之儀ハ一宗々之大事之法事ニ御座候、左候得者右両様 御上之御權威ヲ以無懈

怠每歳参詣仕候様被 仰付被下度奉希候、以上

諸宗一巾統

寺院連印

辰八月

清水七郎大夫殿

三澤卯左衛門殿

熊谷四郎五郎殿

田中才兵衛殿

【史料三】飯南町八神・明眼寺文書

(表紙)

一 天明四甲辰年

壺軒一ヶ寺檀論壺件

七月仲旬

一筆致啓達候、然ハ当春一軒壺ヶ寺被 仰出候ニ付伺出有之候且家別紙書付之通及裁許候、各寺御申合有之、早速一派 / 江御申触、日限相極メ右掛り合之寺院一所ニ被致出席、熟覧之上右裁許書之奥、各寺号之下ニ印形御居へ御指戻し可有之候、尤急ニ放状ヲ以取引可有之候、

書判

一、此度被仰出ニ付寺替之且家先祖親類之年忌同宗旨
ニ候ハ、此度改候宗門寺ニて法事可令執行候、宗
旨違之分ハ其亡靈弔候寺ニて法事可致執行旨檀家江
申付間、左様御心得可有之候、恐惶謹言
七月九日

当テ右同断
右之趣承知仕請之印形差上申候、以上、
辰七月
当テなし
惣寺院連印

- 四 田中
- 一 清水
- 二 三沢
- 三 熊谷

明宗院 西藏寺看司
山中寺 明眼寺
妙法寺 安樂寺

宗門放状之事 石州遣し候放状之扣ニて御座
候、

石州
一何村何右衛門

右之者当春一軒一ヶ寺被 仰出候ニ付、檀家入割有之
分訴状返答并ニ且家之書付熟覧之上如此及裁許候間、
速ニ放状ヲ以取引可有之候、且又唯今迄申出無之檀家
分ハ此後入割ヶ間敷申出有之間敷候、右之趣被相心得、
猶又掛り合之寺院早々申談可有之候、以上、
辰七月

右之通代々浄土真宗拙寺旦那二紛無御座候、然所此度
石州御^料□地よりへ沢・都賀へ寺院十ヶ寺と当御領分寺
院と旦那双方宗門判形国切ニ有度趣ニ付、其旨 御本
山江御窺之上致離旦候間、此放状ヲ以向後貴寺・御宗
判御勤可被成候、勿論唯今迄之内宗門之儀ニ付疑敷儀
も無御座候、拙僧罷出急度埒明可申候、為後証放状如
件

証

七郎大夫 印
書判

卯左衛門 印
書判

四郎五郎 印
書判

才兵衛 印

宗門返書文之事

石州

一、何村何兵衛

右之通り先祖代々浄土真宗貴寺旦那二而是迄御宗判御
勤被成候所此度都賀沢寺院之内十ヶ寺と貴寺方と差纏

二相成、大森御宗判不相成由ニ付、拙寺・御宗判相勤
呉候様ニ御頼候段致承知、慥ニ預り申候、尤も拙寺預
り且那ニ御座候得ハ御直判ニ相成候砌ハ前書之軒別無
扨御返し可申候、縦令及後代ニ拙寺後住之者共否申時
ハ、此証文ヲ以御請取可被成候、為後如件、

惣而菩提寺へ檀那・正月七日二季二者致参詣相^応之勤
可致之所、盆会二者相勤不申由、寺院中・申出有之候、
以来ハ二季之勤無懈怠相勤候様村々町在々名子間脇ニ
至迄可申渡ス、以上、

八月

田中才兵衛

熊谷四郎五郎

三沢卯左衛門

(異筆)「祖助殿」

与頭三人当テ

右之通り被仰出候間、村々百姓無田間脇まで承知罷在
候様念入可被申付候、以上、

辰八月廿八日

与頭又右衛門

与頭庄右衛門

大与頭平左衛門

郡中

庄屋
中
目代

【史料四】熊谷家文書(京大法学部図書室蔵)二六・

九〇

(一)

(端裏書)「天明四年辰三月八日御役所江差出候扣」

乍恐御尋之趣以書付奉申上候

一私先祖善右衛門と申もの、当村浄土宗心光院旦那二
而百三拾年以前明暦元年^{末年}病死仕戒名ハ浄誉義政と
申候処、全躰心光院者至而貧寺故住職仕候もの無之度
々無住ニ付、齋非時等ニハ居村之義ニ付法専寺を頼候
縁を以宗判等も同寺相勤候ニ付自然と法専寺旦那二相
成候由、其後先祖之菩提寺ニ候間、心光院旦那二成度
旨申候由ニ候得共、真宗之義ハ他宗ニ違一旦宗判に致
候へ者放し不申候間難成筋ニ而も且縁切候由申之放し
不申候間、無是非二代三代目之善右衛門ハ法専寺旦那
ニ成居候処、家督相統致しなから先祖之宗門及断絶候
而者孝道難立千万歎敷由を申四代目私父善右衛門帰旦
之義度々相詫候得共、且縁切候由を申法専寺不得心ニ
付、無是非私母を壱人法専寺旦那二残し置候対談ニ而
親共義ハ心光院へ帰旦仕、私四才之節六拾六年以前享
保四亥年子細有之於大坂病死仕、則戒名^覺栄誉了吟と申
候、尤此義法専寺を住職之儀ニ付師旦及出入、外親共
一同親共儀も致離旦心光院旦那二相成候段、庄屋・申

上候得共、師旦及出入致離旦候程ニ而母壻人法專寺旦
那ニ殘可置様無之、免し不申ニ付無扨母を壻人殘置親
共帰旦仕候義ニ御座候、是等之義者御奥察を以も相分
り可申と奉存候所、承伝ひとハ乍申右躰庄屋・申上候
段何共不審ニ奉存候、右之通親善右衛門心光院旦那之
義ニ付、私儀茂引続旦那可致旨母申候へ共、私幼年之
間ハ又伯父伝右衛門と申もの当分之世話方仕候所、此
もの法專寺旦那ニ付、一家内ニ而別々ニ而は万端不勝
手之筋ニ候間私義も法專寺旦那ニ可成旨達而相勸メ候
処、其頃心光院ハ無住、私ハ幼年、殊ニ世話方引請仕
候伝右衛門申事故母義も違背難成、不得^{止事}心事、法專寺
旦那ニ致置候得共、左候而ハ親先祖江対し不孝ニ候間、
私義ハ心光院旦那ニ相成父之菩提を弔ひ候様呉々母申
聞遺言までニ仕候間、人を頼度々帰旦之義を相詫候得
共不相替旦縁を切候由を申法專寺得心不仕、無是非年
来打過候内女子^男男子出生致候ニ付惣領之女子を法專寺
へ附ケ次男当善右衛門儀幼名只三郎を心光院旦那ニ致
候所存御座候所、次男只三郎を旦那ニ可致旨法專寺相
望ミ、去々年被仰出迄ハ宗旨之儀ニ付心ニ不応儀ニ而
も菩提寺申次第ニ仕来り候ニ付、是又無是非次男当善
右衛門を法專寺旦那ニ致申候、右之仕合ニ御座候間、
私儀家督相続致ながら法專寺旦那ニ成居候而ハ親先祖
江対し相立不申候、其上母遺言ニも背候ニ付其趣を以
相断、廿五六年以前当善右衛門壻人法專寺へ殘シ、家
内不殘心光院へ帰旦仕候所、其後善右衛門子供之内壻

人旦那ニ致度旨庄屋源右衛門を以法專寺頼ニ付、一兩
年以前・末子之孫を壻人法專寺旦那ニ仕候、尤廿年斗
り隱居者建置候得共、本家隱居共ニ私名前ニ而則善右
衛門と申両家之世話方仕候処、段々及老年候ニ付五六
年以前世悴只三郎を善右衛門ニ仕世話方を渡、私者其
節・治郎右衛門与改名仕候、右之仕合ニ候得者私家相
続人之儀^儀ハ他宗と相成候而ハ、先祖ハ勿論私両親へ対
し候而も孝道相立不申候間、私本家江立帰り浄土宗を
以家相続仕度奉存候得共、極老仕候得者左様も難仕、
子孫之身ニ取り千万歎敷^{奉存}候間、御慈悲を以当善右
衛門儀も帰旦仕私共同様家内不殘、心光院旦那ニ相成
候様奉願上候、

右御尋ニ付申上候通、少茂相違無御座候、以上

辰三月

鳥井村

治郎右衛門

川崎平右衛門様

御役所

(二)

(端裏書「辰三月十六日差上候御尋之答書扣

鳥井村 治郎右衛門」

就御尋乍恐以書付奉申上候

一私先祖ハ戒名浄慶と申候哉之旨、御尋ニ御座候、私
先祖之儀、戒名浄誉義政と申候而、代々廻向仕来り
申候、浄慶と申候戒名ハ一向申伝茂承り不申候、

一 淨譽義政妻之戒名ハ何と申戒名ニ候哉と御尋ニ御座候、右妻之義ハ何れ之旦那而、何と申戒名ニ御座候哉、是又一向申伝ニも承り不申候、

右御尋之趣、乍恐以書付奉申上候、以上、

辰三月

鳥井村

治郎右衛門

川崎平右衛門様

御役所

【史料五】飯南町八神・明眼寺文書

(一)

(端裏書)「浄土寺願写」

御願申上一札之事

一、八神屋平作家者先祖佐見村松原五郎兵衛と申者代々禪宗拙寺旦那之家ニ御座候、然所八神村五領原七郎右衛門弟治郎兵衛ヲ賀ニ所望仕候所、七郎右衛門・申様ハ、拙者家名を為名乗候ハ、差遣可申と申候而、次郎兵衛ヲ賀ニいたし、仍而当町五郎兵衛・仕附置候家ニ居申候ヲ宗旨之事、何之結引も不仕候や、一向宗ニ而居申上候、賀次郎兵衛妻まきと申もの者禪宗拙寺旦那を離レなにとなく一向宗ニ相成候、然所次郎兵衛養子藤兵衛・松原之宗旨相立不申候而者不相成と申、妻はなを禪宗ニ附置候、子共弑女かつ

・三男平作兩人拙寺旦那ニ付置候所、御存之通平作兄卯右衛門相果、跡相続之人無御座候故、無抛平作明眼寺旦那ニ相成候、夫ニ付平作女房たか・三男恵吉・妹さなゞ三人拙寺旦那ニいたし置候所、此度壺軒一ヶ寺ニ被仰付、畏たてまつり候得共、元来平作家督者松原五郎兵衛・仕附出シ候家ニ御座候得者、家督之筋と入賀之血筋と乍憚御引合被遊被下候而松原之家相立候様奉願上候間、宜敷被仰付可被下候、奉願上候、以上

閏正月

明窓院

浄土寺

(二)

御返答申上一札之事

一、頓原町八神屋平作儀、代々拙寺檀那ニ紛無御座候、然所此度浄土寺・差上候願書之写シ披見仕候所、甚タ以難得其意奉存候訳ハ、平作先祖次郎兵衛事、佐見村松原五郎兵衛・仕附候杯と申出候儀へとも○五郎兵衛娘ヲ此方へ妻ニ迎へ候迄ニ而入むこと申儀ニ而ハ無御座候○猶又宗門儀何之結引茂不仕と申儀、扨々不分明ニ奉存候、入賀ニ参り候ハ、宗旨之儀結引仕間敷様無御座候得共、元来次郎兵衛ハ当村之住人片岡氏にて代々拙寺旦那ニ御座候、次郎兵衛兄七郎右衛門ハ当村五領原次郎左衛門方江養子ニ参り候故、名字を吾郷と名乗申候、弟次郎兵衛者佐見村松原五郎兵衛娘を妻ニ呼当村本家屋敷等

壳^カ弘^{コウ} 夫婦連ニて頓原へ引越○住居仕候故、屋号を八神屋と名付、名字片岡と名乗唯今ニても平作名字片岡ニ而御座候得ハ、松原五郎兵衛・仕附出スとハ偽リニて御座候、浄土寺願書に次郎兵衛妻まきと申者禪宗且那を離レ何となく一向宗ニ相成候と有之、何共合点不参事ニ御座候、被為遊御存知候通、当御領内ハ御掟法として隣寺又ハ内縁之寺ニても両寺ニ附届ケ仕放状ヲ以檀那之契約仕事嚴重之事ニ御座候得ハ、禪宗浄土寺之檀那之者何となく真宗拙寺且那ニ可相成様無御座○儀と奉存候、右次郎兵衛ニ実子無之候ニ付、兄七郎右衛門忤藤兵衛養子ニ仕候、又浄土寺書付ニ藤兵衛・松原之宗旨相立不申候てハ不相成と申、妻はなを禪宗ニ附置候と申立候儀、是又偽リニ御座候、藤兵衛はなハ同町志津見や彦七妹ニ而元・禪宗浄土寺檀那ニ御座候、全ク以松原之宗旨跡継と申儀ハ曾而無御座候、藤兵衛子共数多有之内、かつ・平作浄土寺檀那ニ付候儀ハ母之宗門跡継ニて御座候、明和七寅年兄卯右衛門相果候ニ付、弟平作家相続仕候故、改宗致拙寺且那ニ相成候様利害申聞せ候得共、得心不仕故浄土寺へ其段掛合候得共、訊立不申候ニ付、無扨先役熊谷権四郎共へ御伺申上候所改宗被仰付、則浄土寺・放状を取、拙寺檀那ニ罷成家相続仕候、凡ソ頓原へ引越参り候て茂へ次郎兵衛・藤兵衛・卯右衛門・平作へ四代迄拙寺檀那ニ紛無御座候、浄土寺・昔之真偽不相分○昔之事を

下
上

候ニ付

兎哉角引出し浄土寺・申上 御上之御苦勞ニ相成候段奉恐入候、右之趣ニ御座候得ハ今般御掟法之通り平作家内無殘拙寺檀那ニ相成候様○宜敷被仰付可被下候、奉願上候、以上

天明四年

八神村

辰閏正月

明眼寺

清水七郎大夫殿

三澤卯左衛門殿

【史料六】島根県立図書館蔵

(表紙)「広瀬藩役人共江申渡覺 三冊之内中」

(中略)

五一、田畑山林其外金銀等致持参候養嫁無扨訊有之、

実方之菩提寺且那ニ罷在度候ハ、家内親類納得上相願取計可申事

六一、山林田畑其外持寄之夫婦ハ夫之菩提寺江可致参

詣候、然とも妻屋敷持来ニ候ハ、妻之菩提寺且那ニ可相成事

附、夫相果後家入之者ハ前夫之菩提寺且那たる

へき事

七一、家督分之儀、親・讓之家督ハ本家付として自分働を以調候山林田畠を分配いたし候様ニ与心懸、分配之節者村役人立会本家全相続相成候様可申聞候、御田地一窪之内上中下取分之所茂有之候、左

様之所者其田之平均を以上中下取分、尤田法算数
二詰候様両家江相分、山林草山用木こやしを失ひ
不申、田地不作無之様可心付候、隠居いたし候と
も家相続不見届候ハ、不致別宅、万事可心付儀候、
愛子を引連致別宅、隠居分与名付田畑石安之地或
は山林草山迄分ケ取、本家相続難相成様相成儀有
之事二候間、ケ様之儀随分心を付、左様之者無之
様取計可申候、若右体之者有之候ハ、本人者勿
論役人共迄越度たるへき事

附、本家衰候ハ、其筋ニより分家之者、身代潰
し候而茂、本家相続相成候様可取計儀候、分
家之ものおとろへ候ハ、成たけ本家・見継
可遣事二候、且又分家之者田地売払候ハ、
可成たけハ本家江買戻候様心を付可申事

(中略)

天明八戊申年八月

熊谷長左衛門

内藤準平

小笹伊右衛門

(表紙)「広瀬藩両郡百姓共江申渡覚 三冊之内下」

(中略)

四一、宗門改之儀御定法之通入念相守可申事

五一、宗旨寺之儀先達而被仰出候通、一軒一寺たるへ
き事、

附、嫁娶養子其家之宗旨たるへく候、其外不得

止子細有之候ハ、其筋相願可申事
六一、他領相互之宗門引越不可致遅滞事

(中略)

八月

【史料七】飯南町八神・明眼寺文書

(表紙)

「文化十三年

養子其外色々入割ニ付宗門取引差違候分御和合御取
扱書

子二月

「

養子之事

小百姓之養子不縁之儀是迄者三年之間者給米半分、
夫過候得者家督半分或者三步一と申議定ニ而三年過
不縁仕候時者家督分之建ニ相成候与申事ニ而近年差
違多、能義郡之儀者給錢取ニ而ケ様之差違無之由ニ
候得共、当御郡之儀者奥入悪所多ニ付、給錢取ニ而
者六ヶ敷、仍之在町役人相談之上左之通り相成申上
候而者如何哉ニ奉存候

一、拾五歳以上之養子、五ヶ年之間ニ致不縁候ハ、
給米半分、五ヶ年過候ハ、家督在町役人見合直段
積仕、代銀之内半分養子江遣シ、実父師匠寺江帰旦

可申事、尤不縁と申者畢竟家内入割多ニ付家督半分遣候与申候而も、代錢取引之儀、先者給錢之心得ニ候得共、依時宜家督分ケ遣候得者、分家之筋ニ被存候間、左様之者者養父師匠寺可為旦那事

一、拾ヶ年致熟縁候ハ、名跡譲渡し可然候、尤拾ヶ年過候而も家督難譲子細有之歟、又者養父老年ニおよひ、養子致相続兼さる時者右年限不構、名跡譲可申事

一、幼少之養子盛人之後、家内入割多儀有之致別宅候ハ、親類申合養父師匠寺江付置、成丈養父江懇ニ可致出入事、万々一不縁ニ不相成候而者六ヶ敷子細も有之候ハ、親類村役人申合之上実父江戻し宗門共ニ差帰可申事

夫婦之事

一、無録之男女夫婦者夫之師匠寺江片付可然候、尤後家等ニ而子供召連縁付参候而も、先夫之跡目断絶之時子供者先夫之師匠寺旦那ニ残置、其身者後夫之師匠寺江付、先夫持来之家財等者親類江預置、子供盛人之上遣し可然候、尤子供無之後家計ニ候ハ、先夫之家財売払、代銀親類又者慥成者へ預ケ置、幾年過候而も役人親類師匠寺申合、先夫之名跡立可遣事、嫁シ参候上者、先夫之家財少ニ而も後家江遣筋無之候、後家相立居候得者、後家心次第之事、若不縁之時者、右之預り人・本人江戻し遣し可申事、幾度縁

付参候共、同様取計可申事

一、跡目断絶之女縁付之儀、夫者跡目断絶之儀も無之候ハ、成丈夫を女之方江引受致家続候様取計可申事、其儀茂不相成訊ニ有之候ハ、先夫之家財売払、親類又者慥成者へ預置、幾年過候而も役人親類師匠寺申合、先夫之名跡立可遣事、余前ニ同し、惣而跡目断絶之筋者不宜

一、後家ニ相成乳吞子を連縁付参、先方ニ而跡目相続之子供無之時者、先夫之師匠寺江相応之祠堂料差上、右召連参候子を後夫之名跡ニ相立可然候、尤先夫之家財有之候ハ、是又売払親類又者慥成ものへ預置惣方申合、追而相応之養子いたし、先夫之跡目立可遣事、先夫之家財無之候ハ、本文之通ニ而可然候

寺院方之分

養子之事

五ヶ年過候ハ、家督在町役人見合、直段積仕代銀之内半分養子江遣し、養子之分者一軒相建候様、私ニ言ふ先方之家督半分取候上者、是迄之師匠寺ニ而一軒相建候様ニ成りとも、又者実父之方江引取、実父之師匠寺江相付候而成り共、右両条之内何れ成とも御取一軒相増候様相成候得者、御領内ニ而軒数相増候儀ニ而御座候一条之内及老年ニ不縁いたし親類等養育不相成もの者、師匠寺相頼致養育もらい候事、此儀何を以養育いたし遣し候事哉、

一、後家ニ相成、其後又夫を持、先方江入込、左候時者先夫之家財等如何相成可申哉、一軒断絶ニ相成候時者、先夫之先祖年回相弔候もの無之筋

一、二男三男ニ而も借宅いたし、宗門も相分居候者、無縁者之入聲ニ相成候時者、一軒断絶ニ相成、離且難致筋、尤親又者兄・少々ニ而も分遣候もの有之候ハ、離且難致筋、少之分付も無之候得者、離且可致筋ニ被存候

一、無縁者之入聲ニ相成一所ニ渡世仕候者者離且又入聲と仮名を付別宅いたし居候者者離且難致筋

一、紐付之時・貫子いたし、成人之後不和ニ相成、別宅いたし候者者、是迄之宗門ニ而可然哉、又言実父之方江引取候分者帰且いたし可申哉

寺院方・重而被差出候分

一、職人養子之事、不縁之時、百姓と違、家督等不貰帰り候共、生涯之職を習得て帰り候時者家督分貰ニも同前ニ者無之哉

一、後家ニ相成、乳呑子を抱罷在候もの、外方江其子を召連、縁付候もの、後夫ニ子無之時者、連行候子を出、外ニ貰子いたし候而も家内甚不宜、跡目相続之者ゆへ、人々相応之祠堂料相出、右連行候子を後夫之名跡ニ者不相立哉

右者養子姫其外跡目断絶等之者之儀ニ付、且論出来仕、

無抛御双方・御伺被成候様成行、御上御苦労筋不大形儀ニ御座候、并貴寺様方ニも御心配多之儀ニ付、以来御上御苦労筋も無数貴寺様方御心配筋も無数成行候様ニも可相成候ニ付、貴寺様方江私共・内談仕存寄申合、以来其形を以御和合之御取引相成候様御上・御内意被仰聞、前書之通御互ニ存寄及談話ニ申上候処、前段之趣御承知被成候上者、書面之形を以以来御和合之御執計被成度奉存候、依而此段御奉行様方江御内々伺之上書面之通り相認メ進達仕候、以上

大庄屋半兵衛（印）

子二月

下郡永田為右衛門（印）

明眼寺様